

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月29日

【会社名】 石原産業株式会社

【英訳名】 ISHIHARA SANGYO KAISHA, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田 中 健 一

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 大阪市西区江戸堀1丁目3番15号

【縦覧に供する場所】 当社東京支店

(東京都千代田区富士見2丁目10番2号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長田中健一は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成30年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社並びに連結子会社13社及び持分法適用関連会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、持分法適用関連会社3社のうち2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当連結会計年度における連結ベースの売上高（連結会社間取引消去後）の概ね2/3に達している3事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。

さらに、財務報告への影響を勘案して、全ての事業拠点における重要性の大きい業務プロセスについても、個別に評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

下に記載した財務報告に係る内部統制に関する事項は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

記

当社の完全子会社であるISK BIOSCIENCES EUROPE N.V.（以下「IBE」といいます。）を通じて発行済株式総数の28%を間接保有する当社の持分法適用関連会社である、BELCHIM CROP PROTECTION N.V.（以下「BCP」といいます。）において、売上計上の操作等の不適切な会計処理が行われていた疑義が判明しました。その実態調査のため、平成30年3月9日に社内調査委員会を設置し、専門的かつ客観的な視点から事実関係の正確な把握及び再発防止策の検討等に鋭意取り組んできました。

この結果、平成30年6月2日に社内調査委員会より調査報告書が当社取締役会に提出され、売上の前倒計上、及び売上の架空計上等の不適切な会計処理があったことが明らかになりました。これにより当社は、当該不適切会計の決算への影響額を調査し、過年度の決算を訂正するとともに、第90期から第94期の有価証券報告書、及び第93期から第95期までの四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

これらの事実は、BCPにおいて、経営者自らによる内部統制の無視や取締役会の監督不足があったこと、IBE及び当社において、持分法適用関連会社としての統制の限界がある中で、財務諸表及び当社事業に及ぼす影響度の重要性を考慮したBCP報告数値の検証体制を整備できなかったことなどの不備があり、結果として内部統制が機能しなかったことによるものです。

以上のことから、BCPの全社的な内部統制と、IBEの全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制の一部及び、IBE及び当社の関連会社に対する情報確認等のモニタリング体制に関する全社的な内部統制の一部に開示すべき重要な不備があったため、不適切な会計処理が行われ、かつその発見に遅れを生じさせたものと認識しています。

なお、上記事実は、当事業年度末日後に確定したため、当該開示すべき重要な不備を当事業年度末日までには是正することができませんでした。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、今回の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、社内調査委員会報告書で指摘された問題点及び再発防止策の提言を踏まえ、以下の通り、BCP が検討中の「(1) BCPにおける再発防止策」について、BCP に対してその実施を促していき、「(2) 当社及びIBEにおける再発防止策」を講じて適正な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

(1) BCPにおける再発防止策

CEO、CFOの交代（実施済み）

取締役会の監督機能の強化

内部統制の強化

会計監査人の変更

(2) 当社及びIBEにおける再発防止策

BCPの位置付けの再確認（実施済み）

BCPによる再発防止策の実施状況の継続的な確認・検証

BCPに対する管理の改善

(a) BCPから受領する情報の精緻化

(b) BCPに対する監査及び当社製品の在庫情報の検証（在庫証明・実地棚卸）

当社のグループ管理体制の改善

(a) 主管部門と管理部門の役割分担の再確認と徹底

(b) 当社とIBEとの間の連携強化及び当社による内部監査の実施

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。